

榛東村体育協会補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、榛東村体育協会（以下「体育協会」という）が交付する各専門部補助金及び各体育支部普及振興費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象となる大会等)

第2条 体育協会専門部補助金の交付対象大会は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 郡民体育大会
- (2) 県民体育大会
- (3) 各種連盟及び協会等が主催する地区大会
- (4) 各種連盟及び協会等が主催する県単位以上の大会
- (5) 群馬県スポーツ祭オープニング大会
- (6) その他、体育協会が認めた大会

(補助金交付の対象となる事業等)

第3条 体育協会専門部補助金の交付対象事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 村民大会の各種事業
- (2) 村民対象の各種事業
- (3) その他、体育協会が認めた事業

(補助金額)

第4条 第2条で定める大会に1大会出場で10,000円を交付し、その後1大会増えるごとに5,000円を交付する。ただし、5大会以上出場した場合は30,000円を限度額とする。

2 前条で定める事業を1事業実施した専門部に15,000円を交付し、その後1事業増えるごとに10,000円を交付する。ただし、4事業以上実施した場合は45,000円を限度額とする。

(留意事項)

第5条 第2条第3項で定める地区大会の上位大会は別の大会出場とする。

2 第2条で定める大会に、個人戦として出場した場合は、5人以上参加した大会を実績とする。

3 第2条及び第3条に定める大会及び事業で、数日間に渡る大会及び事業であっても1事業とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとする専門部は、前年度の実績書を3月15日までに体育協会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第7条 会長は、前条の交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、体育協会総会までに申請者に内示する。

(補助金交付時期)

第8条 会長は、前条の規定に適合した補助金を4月と10月に分けて交

付する。

(各体育支部普及振興費)

第9条 普及振興費は当面の間総額525,000円とする。その内訳は均等割額262,500円、会費納入割額132,300円、大会出場割額130,200円とする。この場合において、計算の過程で生じた金額は、会費納入率の高い区順に100円ずつ再配分する。

(均等割額)

第10条 各体育支部に12,500円を均等割額として交付する。

(会費納入割額)

第11条 各区納付済額を全体納付済額で除した値に132,300円を乗じた金額を各体育支部に交付する。

(大会出場割額)

第12条 村民野球大会、村民バドミントン大会、村民バレーボール大会、女子スマイルボウリング大会、村民ソフトテニス大会、村民ゴルフ大会、婦人バレーボール大会、スローピッチソフトボール大会、村民駅伝大会、村民サッカー大会、村民綱引き大会の11種目の参加状況に応じて、次号のとおり交付する。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 7大会出場以上 | 6,200円 |
| (2) 6大会出場 | 5,300円 |
| (3) 5大会出場 | 4,400円 |
| (4) 4大会出場 | 3,500円 |
| (5) 3大会出場 | 2,600円 |
| (6) 2大会出場 | 1,700円 |
| (7) 1大会出 | 800円 |

(普及振興費交付申請及び交付並びに交付時期)

第13条 補助金の交付を申請しようとする体育支部は、9月末日までに会長に申請書を提出しなければならない。

2 会長は当該内容を審査し、適合していれば、10月に普及振興費を交付する。

(その他)

第14条 その他必要な事項については、会長が適宜判断する。

附 則

この規則は、平成20年4月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月12日から施行する。